

関西新幹線サービックへ 団体交渉を申し入れ！

1月22日、関西新幹線サービック（鳥飼事業所）へ出向中の組合員が、仕事中に体調不良となり翌日の年休を管理者に申し出ましたが、サービック会社は年休とせず「私事欠勤」としました。さらに一方的に賃金から減額するという不当な扱いを受けました。

本人はもとより私たちはこの不当な対応は納得いきません。3月17日、私たちは、(株)関西新幹線サービックへ以下の内容について団交開催を申し入れました。

1. 1月21日、多田一夫組合員は、風邪の疑いによる体調不良となり翌日1月22日の年休を管理者に申請しました。それが、年休で処理されない理由を明らかにされたい。
2. 多田一夫組合員は、正当な年休申請をして会社を休んでいるにも関わらず、給与の減額や期末手当を減率適用されることはあり得ません。直ちに2月給与からの減額分を多田一夫組合員に返還されたい。
3. 上記1項及び2項について、御社が決定した根拠並びに何に基づく判断なのか文書（就業規則等）について明らかにすること。また、JR東海会社とはいつどのように確認したのか明らかにすること。
4. 多田一夫組合員は、本事象（上記1項及び2項に関して）苦情を申し出るも御社とJR東海労働組合新幹線関西地本部との間で労働協約が結ばれていないため、JR東海会社に苦情申告を行わざるを得なかった。しかし、JR東海会社は「御社との関係する問題である」と協議を拒否した。よって、今回の団体交渉申し入れに至っている。現在も御社には、多くの組合員が出向しており今後も同様の事象（労働条件及び職場環境に関する問題等）が発生しかねないとする。よって、労働協約等の締結に向けての協議が必要とする。御社の見解を明らかにすること。

私たちは、出向先の職場で発生する問題にも、あきらめずに納得いくまで会社にモ/を申し、働きやすい職場をつくるために奮闘します！